

豊川市空き工場用地等情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市（以下「市」という。）における土地及び建物で未利用のもの（以下「空き工場用地等」という。）に係る情報を登録し、これを広く提供することにより企業の立地を促進し、もって地域経済の発展と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 この要綱の趣旨に賛同し、自己の所有する空き工場用地等を市に登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、空き工場用地等登録申請書（様式第1号）により市へ申請するものとする。

2 市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、空き工場用地等登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。なお、登録の期間は2年間とし、再登録を妨げないものとする。

3 市は、第1項の申請に係る登録の可否について、申請者に通知するものとする。

(登録要件)

第3条 登録台帳に登録できる空き工場用地等は、次に掲げる各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 所在地が市内であること。
- (2) 工業用途（日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する工場施設等又は物流施設。ただし、建築基準法別表第2（ぬ）項第一号を除く。）に適すること。
- (3) 敷地面積が概ね1,000平方メートル以上であること。

(情報提供)

第4条 市は、登録台帳に登録した空き工場用地等（以下「登録空き工場用地等」という。）に係る情報を、閲覧その他相当と認める方法により第三者に提供することができるものとし、登録空き工場用地等の所有者（以下「登録者」という。）は、これに同意するものとする。

(交渉)

第5条 登録空き工場用地等の買い入れ又は賃借等を希望する者は、自らの責任において登録者と直接交渉するものとする。

2 市は、登録空き工場用地等に係る情報を提供するのみとし、交渉及び契約について関与せず一切責任を負わないものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録台帳の登録内容に変更が生じたときは、その内容を速やかに市へ届け出なければならない。

2 市は、前項の届出があったときは、登録台帳の登録内容を変更するものとする。

(登録の削除)

第7条 登録者は、登録台帳から登録を削除したいときは、その旨を市へ届け出なければならない。

2 市は、前項の届出があったとき又は登録空き工場用地等として相応しくないと判断したときは、登録台帳から登録を削除することができる。

附 則

この要綱は、平成20年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。